

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

大気汚染防止法の一部改正など関係法令の改正等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日。ただし、こども家庭センター所長への委任に関する改正は、平

成三十年四月二日

★ 知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

副知事高垣廣徳が退任し、田邊昌彦が新たに副知事に就任することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月一日